

## 審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県民環境部・有明海再生・環境課

法令名	土壤汚染対策法施行規則	法令の番号	平成14年環境省令第29号
許認可等の種類	形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の施行方法に係る確認申請	根拠条項	第50条第3項

審査基準	<p>○土壤汚染対策法施行規則（第五十条第三項で準用する第四十六条三項）  当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が<u>第四十条第二項第一号</u>の環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、<u>第四十三条第四号</u>の確認をするものとする。</p> <p>○土壤汚染対策法施行規則（第五十条第一項）  法第十二条第一項第一号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 略</li> <li>二 土地の形質の変更であって、その施行方法が第四十三条第二号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの</li> </ul> <p>○土壤汚染対策法（第十二条）  形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 <u>土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針</u>(環境省令で定めるところにより、環境省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたものに限る。)に基づく次のいずれにも該当する土地の形質の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 土地の土壤の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして環境省令で定める要件に該当する土地における土地の形質の変更</li> <li>ロ 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして環境省令で定める要件に該当する土地の形質の変更</li> </ul> </li> <li>二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの</li> </ul> <p>三～四 略</p>		
	受付機関	有明海再生・環境課	処理機関

受付機関	有明海再生・環境課	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	標準処理期間（当該期間 には初日を算入すること とし、閉庁日を含めない）	14日	目次 NO	- 1
						標準経由期間			

